

広島県働きがい向上促進支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 広島県働きがい向上促進支援補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則(昭和48年規則第91号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、働き方改革において働きがい向上に取り組む意欲のある県内中小企業等に対して、民間調査会社の有する、自社の「働きがい」の現状を調査・分析するためのサービス利用等に要する経費の一部を補助することにより、県内中小企業等が積極的に働きがい向上に取り組むことを促進し、もって、業績向上など経営メリットの発現につながる働き方改革に取り組む優秀企業を創出・情報発信することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に本社を置く中小企業者等
 - (2) 働き方改革に取り組んでいる者
- 2 前項に規定するもののほか、補助対象者について業種その他の条件を附する必要がある場合は、知事が別途定める。
- 3 「中小企業者等」とは別表第1に掲げる条件を満たすものとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 広島県が指定する民間調査会社のサービスを利用し、自社の「働きがい」の現状について調査・分析を行うこと。
- (2) 前号の民間調査会社のアフターフォローサービスを利用し、アクションプランを作成すること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 広島県が指定する民間調査会社が有する「働きがい」の現状を調査・分析するサービス利用に要する経費

- (2) 前号の調査の結果を用いたアフターフォローサービス利用に要する経費
- 2 補助対象期間は、補助金の交付の決定があった日から、当該会計年度の末日（ 3月31日）までとする。

(補助額等)

第 6 条 補助金の交付上限額は、別表第 2 のとおりとする。

(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、広島県働きがいき向上促進支援補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 企業・団体概要資料（パンフレットなど補助対象者の活動内容が分かるもの）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第 8 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認められた時は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知を補助対象者に送付するものとする。

2 知事は、前項の規定により申請内容が相当と認められる場合でも、補助対象者が次に掲げるものに該当する場合は交付を決定しないものとする。

- (1) 暴力団と関わりがある者は又は申請日から過去 3 年間に労働関係法令その他法令に係る重大な違反をしている者
- (2) 同一会計年度において、この要綱に基づく補助金の交付決定をすでに受けている者
- (3) この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けている者
- (4) その他補助金を交付することが適当でないと知事が認めた者

(交付の条件)

第 9 条 規則第 5 条第 1 項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 交付決定を受けた補助対象者は、前項第 1 号又は第 2 号の承認等を受けようとする場合には、別記様式第 2 号による承認申請書を知事に提出するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の規定による通知を受けた日から起算して20日以内とし、別記様式第3号による申請取下書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定を受けた補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定の日の属する県の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第4号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の支払内容が確認できるもの
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、広島県働きがい向上促進支援補助金確定通知書を補助対象者に送付するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとし、補助決定を受けた補助対象者は、別記様式第5号により補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第14条 知事は、補助金の交付を受けた補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、広島県働きがい向上促進支援補助金交付決定取消・返還通知書により、当該補助対象者に対して交付決定を取り消し、交付額全額を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けたことが認められた場合
- (2) 補助対象期間内に、労働関係法令その他法令に係る重大な違反をしていることが認められた場合
- (3) 本補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反していることが認められた場合

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別表第 1

業種分類	ア又はイのいずれかの条件を満たすこと (~ はイの条件を満たすこと)	
	ア資本金の額又は は出資の総額	イ常時使用する従業員 の数
製造業，建設業，運輸業	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業， 旅館業を除く)	5,000 万円以下	100 人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
その他業種(上記以外)	3 億円以下	300 人以下
医療法人，社会福祉法人		300 人以下
学校法人		300 人以下
財団法人(一般・公益)，社団法人(一 般・公益)		上記 ~ の業種分 類に基づき，その主 たる業種に記載の従 業員数以下
特定非営利活動法人		上記 ~ の業種分 類に基づき，その主 たる業種に記載の従 業員数以下

別表第 2

補助対象者区分	対象経費	交付上限額
従業員 99 人以下の 補助対象者	「働きがい」の現状を調査・分析するサービス利用経費	15 万円
	アフターフォローサービス利用経費	4 万円
従業員 100 人以上 の補助対象者	「働きがい」の現状を調査・分析するサービス利用経費	25 万円
	アフターフォローサービス利用経費	4 万円

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

広島県知事様
（働き方改革推進・働く女性応援課）

所在地
名称
代表者職氏名

年度 広島県働きがい向上促進支援補助金交付申請書

広島県働きがい向上促進支援補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を申請します。

添付書類

- ・別紙
- ・企業・団体概要資料（パンフレットなど補助対象者の活動内容が分かるもの）

（連絡担当者）

所属部署		職・氏名	
電話番号		E-mail	
住所			

別紙

1 申請者情報

資本金	円	従業員数 (常時使用する 従業員の数)	人	設立 年月	年 月
業種	該当箇所に✓を記載してください 製造業 建設業 運輸業 卸売業 小売業 サービス業 ゴム製品製造業 ソフトウェア業又は情報処理サービス業 旅館業 医療法人・社会福祉法人 学校法人 その他()				
主な製品 サービス等					

2 交付申請額

項目	補助事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金交付申請額 (円)
合計			

3 働き方改革 取組状況

(1) 働き方改革に取り組んでいる。【必須】

--

(2) 働き方改革の意義はあると思う。【必須】

意義があると思う

(3) 働き方改革の方針・目標がある。【必須】

方針・目標がある

(4) 働き方改革の推進役がいる。【必須】

--

(5) 従業員の働きがい向上に向けた取組を行っている。【 4 項目以上必須】

項目		取組内容
組織管理・業務管理	会社全体の理念浸透や組織の考え方、日々の仕事の進め方に関する社内制度や仕組み・取組がある。	
評価処遇	従業員を公平・公正に評価し適切に処遇に反映し、従業員が組織で活躍するためのキャリアパス構築を支援する仕組み・取組がある。	
人材育成	従業員の能力開発・伸長を支援し、個人の成長意欲を高めるための仕組み・取組がある。	
円滑な人間関係	従業員同士の適切な人間関係構築と円滑なコミュニケーションを促進する仕組み・取組がある。	
安全衛生	従業員が安心して快適に仕事に取り組み、身体・精神の健康を維持できるような職場環境・仕組みがある。	
マネジメント機能の強化	マネジメント担当者の有効なリーダーシップと適切なコミュニケーションの能力開発を支援する仕組み・取組がある。	
マネジメント機能の発揮	「信頼の構築」「価値観の共有」「自己実現の支援」など、マネジメント担当者が日々マネジメント機能を発揮する取組がある。	
その他	その他の取組がある。	

(6) 働き方改革の取組による成果が出ている。【 は必須】

直近 1 年間の常用雇用者の総実労働時間（一人あたり 1 か月平均）【 時間】
直近 1 年間の年次有給休暇取得平均日数 【 日】
その他の成果

4 申告事項

以下の各項目に該当することを確認し、✓を記載してください。

申請日から過去 3 年間に労働関係法令その他法令に係る重大な違反がない。
暴力団等と関りが無い。
性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていない。

別記様式第2号（第9条関係）

年 月 日

広島県知事様
（働き方改革推進・働く女性応援課）

所在地
名称
代表者職氏名

年度 広島県働きがい向上促進支援補助金に係る
補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け指令 第 号 で交付決定を受けたこの補助事業の（変更・中止・廃止）について、広島県働きがい向上促進支援補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 変更・中止・廃止の理由

--

2 変更・中止・廃止の内容

--

（連絡担当者）

所属部署		職・氏名	
電話番号		E-mail	
住所			

別記様式第3号(第10条関係)

年 月 日

広島県知事様
(働き方改革推進・働く女性応援課)

所在地
名称
代表者職氏名

年度 広島県働きがい向上促進支援補助金に係る
申請取下書

年 月 日付 の広島県働きがい向上促進支援補助金の申請を、次のとおり取り下げることとしたので、広島県働きがい向上促進支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり申請します。

交付申請の取下理由

(連絡担当者)

所属部署		職・氏名	
電話番号		E-mail	
住所			

別記様式第4号（第11条関係）

年 月 日

広島県知事様
（働き方改革推進・働く女性応援課）

所在地
名称
代表者職氏名

年度 広島県働きがい向上促進支援補助金に係る
補助事業実績報告書

年 月 日付け指令 第 号 で交付決定を受けたこの補助事業が完了したので、広島県働きがい向上促進支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

添付書類

- ・補助対象経費の支払内容が確認できるもの
- ・その他知事が必要と認める書類

（連絡担当者）

所属部署		職・氏名	
電話番号		E-mail	
住所			

別紙

実績報告書

(1) 補助事業に要した経費 円
(2) 補 助 対 象 経 費 円
(3) 補 助 金 額 円

明細

項目	補助事業に 要した経費	補助対象経費	補助金額
	円	円	円
	円	円	円
合計	円	円	円

別記様式第5号(第13条関係)

年 月 日

広島県知事様
(働き方改革推進・働く女性応援課)

所在地
名称
代表者職氏名

年度 広島県働きがい向上促進支援補助金
精算払請求書

年 月 日付け指令 第 号 で交付決定を受けたこの補助金について、広島県働きがい向上促進支援補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

(内訳)

交付決定額	確定額	今回請求額	摘要
円	円	円	

2 振込先

金融機関名等	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義(フリガナ)	